

対立地域渡航のための限定旅券の申請を予定されている方へ

1. 限定旅券の種類

対立地域渡航のための限定旅券には、イスラエル限定とアラブ限定との 2 種類があります。通常は、

- ・ イスラエル限定旅券は、イスラエル、ヨルダン及びエジプト
- ・ アラブ限定旅券は、イラク、イラン、クウェート、レバノン、リビア、スーダン、シリア、イエメンの 8ヶ国（地域）並びにエジプト、ヨルダン及びトルコが、それぞれの渡航先として限定され、旅券にその旨が記載されます。

2. 申請に必要な書類

限定旅券の申請に際して、次の資料をご準備いただき、大使館領事部までおこしてください。

- 一般旅券発給申請書（ダウンロード申請書 5年
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>
をお使いいただくか、大使館備えつけの申請書に来館された際に記載いただくこともできます。）
- 限定旅券発給の依頼文書
 - ※ 様式は自由ですが、所属会社（支局）のレターヘッド付用紙をご使用ください。支局長等責任者の署名及び支局等スタンプの押印をお願いします。
 - ※ 依頼文書には、
 - 現在の所属会社名（支局、支店名）及び申請者の氏名
 - 限定旅券の発給を必要とする理由
(例；支局が担当する範囲が中東・アフリカ全域であること、イスラエル入国の痕跡が旅券にある場合、入国が許可されないために職務遂行が困難となってしまうこと等、具体的な理由を明記。)
 - 希望する有効期間
(例；赴任期間が〇〇年〇月までのため〇年〇月を希望する等、理由も記載。)
 - 希望する渡航先の国名
通常、渡航先は、上記 1. のとおり限定されますが、申請者の渡航事情に合理的な理由があると外務省において判断した場合のみ、他の渡航先が許可されることもあります。上記 1. 以外の希望渡航先がある場合には、それらを含めて記載してください。なおその場合、窓口において個別に理由をおうかがいすることがあります。
 - 旅券の二重携行の許可
(例；同一の旅程で対立地域を移動することが予想されるなど、理由を明記し、旅券の二重携行を許可して欲しい旨記載。)
 - 本邦での照会先（社・部署名、担当責任者名、電話番号）
- 写真 1 枚
 - ※ 縦 4.5cm ×横 3.5cm のもの。詳細は以下のアドレスをご参照ください。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html
- 現在お持ちの旅券
 - ※ 写しを取らせていただいたのち返却します。

3. 申請手続き

旅券申請にあたり、原則として申請者本人に来館、申請書類を提出していただきます。申請後、当館において外務省へ照会・発給許可を得る必要がありますので、結果が判明するまで、通常、約 2 週間を要しますが、個別の審査の結果、それ以上の期間を要することもありますので予めご了承ください。

また、限定旅券の発給が許可された場合であっても、依頼文書記載の渡航先、有効期間等のご希望に沿えないことがありますので、ご理解をいただきますよう予めお願い申し上げます。

手数料は、申請時ではなく、旅券交付の際にお預かりします。

ご不明の点がございましたら大使館領事部までご連絡ください。

在エジプト日本国大使館 領事部
電話：+20(0)2-2528-5910（内線602、613）
Email：ryoji@ca.mofa.go.jp